令和６年５月10日

斎場利用者各位

長野市長

長野市斎場指定管理者

**ガイドライン廃止に伴う斎場利用について**

　平素は格別のご高配、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和６年４月26日付けで厚生労働省から周知された「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の廃止に伴い、長野市斎場の利用については、下記の通り運用を変更します。

尚、斎場利用のお願い事項は継続していますので、基本的な感染対策（手洗い等の手指衛生、換気等）を徹底の上、施設を利用していただきますよう、ご理解ご協力の程、宜しくお願いいたします。

記

**１**斎場利用のお願い事項について

(1) 新型コロナウイルス感染症患者の方（検査で陽性になった方）は、※外出を控えることが推奨される期間内においては、参列をご遠慮いただく場合があります。

※【外出を控えることが推奨される期間】

　　・発症日を０日として５日間（無症状の場合は検体採取日を０日とします。）

　　・５日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰やのどの痛みなど症状が軽快して24時間程度経過するまで。

　詳しくは、長野県のホームページをご確認ください。

(2) 換気を行うため告別室、収骨室共にドアを開けてお別れの儀式を行います。

(3) 待合室は２０分間に１回程度、換気をお願いします。職員巡回による声がけ、確認を行います。

(4) 密接を避けるために待合室等では、なるべく間隔を開けてお座りください。

(5) 受動喫煙防止のため、施設内での喫煙はご遠慮ください。

(6) 斎場内で飲食をされる場合は、出されたゴミは全てお持ち帰りいただき、ご退室の際は移動された座席を戻す、使用箇所の消毒等、原状回復の上、お部屋をご返却ください。

(7) 火葬中は自家用車内等での待機もご検討いただけますと感染防止に繋がります。

(8) 咳エチケットや手指の頻繁な消毒等にご協力ください。

(9) 館内消毒の回数を増やしているため、薬品の匂いがする場合があります。ご了承ください。

(10) その他、感染につながる行為は、慎んでいただきますようお願いします。

(11) 尚、今後の感染状況により対応の見直しを図ることがございます。ご了承ください。

長野市地域・市民生活部　市民窓口課　総務担当

住所　〒380-8512　長野市大字鶴賀緑町1613番地

電話　026－224－6428

FAX　 026－224－7631

長野市斎場指定管理者

五輪・宮本工業所・グリーン美装グループ

住所　〒381-1225　長野市松代町東寺尾3333番地１

電話　026－278－6600

FAX　 026－278－6641